

●平成18年度は固定資産の評価替えの年です

税務課 内線 215・216

○固定資産の評価替えとは・・・

3年ごとに法律や固定資産税の評価基準が改正され、土地や家屋の評価額を見直す制度のことをいいます。

○土地の主な改正点

(1) 負担調整の変更

急激な税負担の上昇を防ぐための調整措置が、平成6年度の評価替えから図られています。平成18年度の税負担の調整については、次の表のように改正される見込みです。地価の下落等を要因として評価額が下がる場合でも、必ずしも税額が下がるとは限りませんので、ご理解願います。

<税負担の調整措置案>

商業 地 等		住宅用地特例適用地	
18年度評価額に対する 17年度課税標準額の割合	18年度課税標準額	18年度評価額に対する 17年度課税標準額の割合	18年度課税標準額
70%超	18年度評価額の70%	100%超	18年度特例後の価額の100%
60～70%未満	17年度課税標準額	80～100%未満	17年度の課税標準額
20～60%未満	17年度課税標準額に18年度 評価額の5%を加算	20～80%未満	17年度課税標準額に18年度特例 後の価額の5%を加算
20%未満	18年度評価額の20%	20%未満	18年度特例後の価額の20%

※住宅用地特例とは、専用住宅または併用住宅の敷地に使用している土地について、税負担を軽減する特例措置のことをいいます

※固定資産税額は、上記の表の18年度課税標準額に1.4%を乗じて算出し、都市計画税額は、0.25%を乗じて算出します

(2) 評価基準の見直し

荒廃地（農地として復元困難な農地）や地下障害物補正（地上権が設定された宅地等）が新たに評価基準に追加され、その土地の評価が見直されます。

一なお、平成18年度の納税通知書と課税明細書は、4月3日に発送の予定です。

上記のことを参考にご確認願います。

●土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成18年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。これにより自己の土地や家屋の価格を、ほかの土地や家屋の価格と比較することができます。

(1) 縦覧帳簿の記載内容

土地価格等縦覧帳簿 所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年

※所有者の氏名および住所、非課税地は記載されていません

(2) 期間 4月3日(月)～5月1日(月)

午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 場所 税務課（市役所西館1階）

(4) 縦覧できる人 市内に土地・家屋を所有している納税者（ただし、免税点未満により固定資産税が賦課されていない人は縦覧できません）

土地価格等縦覧帳簿 市内に土地を所有している納税者

家屋価格等縦覧帳簿 市内に家屋を所有している納税者

※納税義務者でない場合または法人の場合、納税義務者からの委任状が必要です

(5) 持ち物 自己の納税通知書、課税明細書あるいは身分を証するもの（運転免許証、健康保険証など）

(6) 手数料 無 料（写しの交付は行いません）